

## 2018年度「損害保険研究費助成制度」募集のご案内

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

当研究所では、損害保険研究費助成制度の新規受給希望者を9月3日（金）まで以下のとおり募集しております。多数のご応募をお待ちしております。

### 【 本助成制度の目的 】

損害保険・リスクマネジメントおよび関連分野における研究を支援するとともに、損害保険事業の健全な発展に資することを目的として、主として若手および中堅の研究者に対し、その研究に必要な費用を助成します。

### 【 助成制度の内容 】

- ・ 助成期間 : 1年間（応募年の11月1日～翌年10月31日）
- ・ 助成金額 : 50万円
- ・ 助成種類 : 下記の2種類がありますので、どちらかを選択してください。
  - I. 自由テーマ（研究課題）による一般募集
  - II. 指定テーマ（研究課題）による特別募集

### 【 助成種類別の募集内容 】

#### I. 自由テーマによる一般募集

##### ＜研究テーマ＞

損害保険・リスクマネジメントおよびその関連分野の中から、自由に設定できます。  
具体的には、例えば、商学・経営学、経済学、法学、社会学、数学・統計学といった分野が含まれます。  
なお、業際分野の研究テーマについては、保険制度、保険経営等に関する示唆、保険への応用等に関する考察を含むものとします。

##### ＜対象者＞

国内の大学等において、損害保険・リスクマネジメントおよび関連分野の研究に従事する次の方

- ① 大学院生（博士課程）
- ② 助教、専任講師、准教授、教授等の研究者  
（上記①と②は、別枠として選考します。）

ただし、以下の条件にご注意ください。

- 注1. 大学院生は、将来日本国内の大学または研究機関等で活動することを志望する方
- 注2. 教授の場合は、応募年の11月1日時点において就任後1年未満であること。
- 注3. 2014年度以前に本助成制度（一般募集）の受給者でないこと。
- 注4. 他の研究助成団体から同一または類似テーマで助成を受けていないこと。
- 注5. 他の研究者との共同研究の場合は、申請書にその氏名を明記すること（注1～4は共同研究者についても該当します）。

##### ＜助成金の使途＞

損害保険・リスクマネジメントおよび関連分野の研究のために必要な費用  
ただし、生活費や所属する機関の間接経費および一般管理費、共同研究者の人件費、講演会等の開催費などは対象外です。  
判断がつかない場合は事務局にご相談ください。

### ＜その他の付帯条件＞

- ① 助成金の使途および研究の進捗状況等を、当研究所所定の書式により、指定期日までに報告すること。
- ② 助成期間終了後はすみやかに、本助成制度の成果を当研究所の機関誌「損害保険研究」に査読申請論文または研究論文として投稿すること（助成期間終了後1年以内）。  
なお、成果論文は助成申請時の研究計画による内容で、他誌に未投稿、未発表であること。また、論文の巻末には、本助成の成果であることを記載すること。
- ③ 助成期間中は、当研究所の機関誌「損害保険研究」を定期購読すること。
- ④ 2017年度の本制度（一般募集）受給者の中で、現在助成を受けているテーマを発展させた内容をもって、次年度の研究テーマとしてさらに助成を希望する場合は、【応募方法】に指定した専用の書式以外に、2017年度の助成テーマの研究状況について記載した「中間報告」（書式自由）を添付すること。
- ⑤ 研究計画、研究内容（共同研究者を含む）を変更する場合は、事前に事務局に連絡し、選考委員会の承認を得ること。
- ⑥ 次に該当する場合は、助成金を返還していただきます。
  - a. 研究成果が『損害保険研究』の掲載水準に達していないとき。
  - b. 助成金支給に相応しくない行為があると損保総研が認めたとき。

## II. 指定テーマによる特別募集

### ＜研究テーマ＞

以下の4つのテーマから、いずれか1つを選択してください。

（法学系テーマ）

法①：保険監督、保険契約、保険消費者保護に関する法のあり方  
わが国において検討が必要な事項、進むべき方向性の明示等  
\*海外の制度との対比において、法のあり方に関する論考を期待します。

法②：新技術の進展に伴う新たな法律問題  
自動運転の実用化、ドローンの利用拡大、社会基盤へのAI導入等  
\*実用化に向けて急速に進歩する新しい技術に関し、法律上の論点整理や、責任保険制度の方向性についての提言を期待します。

（商学系テーマ）

商①：保険会社の経営問題  
フィンテックやAI等の発展が損害保険事業に与える影響、ERM経営の浸透のための課題、新保険業法の下での保険事業のあり方、保険業の国際展開に伴う課題など

商②：保険研究・教育の振興  
学校や職場等における保険教育の振興、諸外国での保険研究・教育の現状とわが国への含意（保険資格制度などを含む）、学界と業界の連携による保険研究・教育の展開など

### ＜対象者＞

国内の大学等において、損害保険・リスクマネジメントおよび関連分野の研究に従事する次の方

- ① 大学院生（博士課程）
- ② 助教、専任講師、准教授、教授等の研究者  
（上記①と②は、別枠として選考します。）

一般募集とは注2、3が異なりますのでご注意ください。

注1. 大学院生は将来日本国内の大学または研究機関等で活動することを志望する方

注2. 教授の場合、就任後1年未満の制限はありません。どなたでも応募可能です。

注3. 過去に当助成または他の研究助成団体の助成を受けた方も対象とします。

注 4. 他の研究者との共同研究の場合は、申請書にその氏名を明記すること（注 1 は共同研究者についても該当します）。

#### <助成金の使途>

（「自由テーマによる一般募集」と同じ）

#### <その他の付帯条件>

（「自由テーマによる一般募集」と同じ）

#### 【応募方法】（一般募集・特別募集共通）

当研究所 Web サイトより専用の書式をダウンロードし、一般募集または特別募集のいずれかを明記するなど、必要事項をご記入のうえ、後掲「お問い合わせ先」にメール添付で送信してください（郵送でも可）。

抜刷り等の資料がある場合は、別途郵送してください。

なお、大学院生の場合は、指導教授の推薦が必要です。

#### 【応募期間】

6月1日（金）～9月3日（月）、当日消印有効

#### 【結果発表】

- ・提出書類を選考委員会で審査のうえ、新規受給者を決定します。
- ・審査結果は9月下旬までに、本人へ連絡します。
- ・受給決定者の氏名、所属（大学名、学部・学科名）および研究テーマは当研究所の Web サイト等で公表しますので予めご了承ください。

#### 【日本保険学会への加入】

入会をご希望の方は「助成金受給申請書」の所定の欄にその旨をお書きください。日本保険学会事務局に推薦いたします。

#### 【お問い合わせ先】

公益財団法人損害保険事業総合研究所 学術振興担当・『損害保険研究』編集室 澤本 百合  
〒101-8335 千代田区神田淡路町 2-9（損保会館）

TEL：03（3255）5513 FAX：03（3255）5537 e-mail：y.sawamoto@sonposoken.or.jp

#### 【ご参考】昨年度の助成受給決定者と研究テーマ（所属と肩書きは2017年9月当時）

（一般募集の部）

白井 正和 氏（同志社大学法学部教授）

「傷害保険における外来性要件に関する検討」

嘉村 雄司 氏（島根大学法文学部准教授）

「自然災害に関するアメリカ保険制度の状況・課題・展望」

（特別募集の部）

大塚 英明 氏（早稲田大学法学学術院教授）

「医療用人工物の影響と傷害保険の保険事故」

吉澤 卓哉 氏（京都産業大学法学部教授）

「保険監督、保険契約、保険消費者保護に関する法のあり方（保険先取特権の準拠法）」

肥塚 肇雄 氏（香川大学法学部教授）

「自動運転車走行の社会的受容の促進とサイバーリスク保険の法的研究」

茶野 努 氏（武蔵大学経済学部教授）

「損害保険会社におけるシステミック・リスクの実証分析」

佐々木 一郎 氏（同志社大学商学部准教授）

「AI・自動運転が保険ビジネス、保険教育に及ぼす影響の分析」

(共同研究)

後藤 元 氏 (代表者) (東京大学大学院法学政治学研究科准教授)

小塚 莊一郎 氏 (学習院大学法学部教授)

藤澤 尚江 氏 (筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授)

「AI による交通システムの革新と法的課題」

以 上